

【連絡】市町村教育委員会の担当の方へ

令和5年度「教師への道」インターンシップ事業につきまして、別紙「募集案内」等のとおり、インターンシップ等の募集を行いますので、御協力よろしく申し上げます。

マッチング形式採用の市町村教育委員会におかれましては、県教育委員会に大学から申請書が届き次第、申請書等の関係資料を送付しますので、マッチングについて、よろしくお取り計らいください。

求人票形式採用の市町村教育委員会におかれましては、別紙「募集案内」、「【連絡】インターンシップ等を希望する学生へ」、「【求人票形式】受入学校園へのお願い」及び「契約書（様式例）」を、「【求人票形式】受入学校園一覧」に掲載の学校園へ送付いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、学生の受入を検討いただくとともに、受入に当たっては、学生への事前指導の徹底をよろしく申し上げます。

また、例年通り2月中旬頃に、令和5年度契約状況及び令和6年度受入形式等の報告依頼を予定しておりますので、御協力よろしく申し上げます。

【マッチング形式】受入学校園へのお願い

本事業におけるインターンシップ活動は、授業のみならず、授業以外の学校教育全体を見て、学校園の全体像をしっかりと理解することに力点をしています。また、学生自ら課題を設定し、自主的に動くこととし、教育実習のように、特定の指導教官を決めていただき、指導や日誌の確認等についてお願いするということは想定していません。可能な限り受入学校園の負担にならないような形で活動が続けられるようにと考えていますので、御協力をよろしくお願いいたします。

学生の受入にあたりまして、次のことをお願いします。

1 学生への連絡及び面接・契約

県又は市町村教育委員会から学生の申請書の写しが送付されますので、申請書にある当該学生の連絡先に連絡をとり、面接の日時を決め、面接をお願いします。

面接では、実施期間、曜日、時間帯、実施内容等の確認をしていただき、相互に条件が合えば、契約書（別紙）を作成してください。（契約書は学生、学校園双方で押印の上、1部ずつ保管）

この契約書は、貴学校園を所管する県又は市町村教育委員会と当該学生が所属する大学・短期大学との間で交わされている協定書に基づいたものです。

2 契約書の写しの送付

契約が成立したら、直ちに契約書の写しを、所管の県又は市町村教育委員会に送付願います。契約が成立しなかった場合も、直ちに所管の県又は市町村教育委員会に御連絡ください。

3 保険加入及び健康診断書の確認

(1) 保険加入の確認

本事業における活動は、ボランティア保険への加入を条件としています。学生が保険に加入しているかどうか、確認をお願いします。学生がボランティア保険に加入していない場合は、「保険加入願」を県教育委員会に提出すれば、県教育委員会が保険料を負担し、保険加入手続きを行うことも可能です。詳しくは別紙「【連絡】インターンシップ等を希望する学生へ」で御確認ください。

(2) 健康診断書の確認

面接時又はインターンシップ等を開始するまでに御確認ください。

4 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の状況は、日々変化しているため、今後の状況によって、受入を中止する可能性があることをあらかじめ伝えるとともに、貴校園の感染症対策等に基づき、必要な指示を行ってください。

よろしくお願いいたします。

【求人票形式】受入学校園へのお願い

本事業におけるインターンシップ活動は、授業のみならず、授業以外の学校教育全体を見て、学校園の全体像をしっかりと理解することに力点をしています。また、学生自ら課題を設定し、自主的に動くこととし、教育実習のように、特定の指導教官を決めていただき、指導や日誌の確認等についてお願いするということは想定していません。可能な限り受入学校園の負担にならないような形で活動が続けられるようにと考えていますので、御協力をよろしくお願いいたします。

学生の受入にあたりまして、次のことをお願いします。

1 学生からの連絡及び面接・契約

学生から直接学校園に連絡がありますので、面接の日時を決め、面接をお願いします。

面接では、実施期間、曜日、時間帯、実施内容等の確認をしていただき、相互に条件が合えば、契約書（別紙）を作成してください。（契約書は学生、学校園双方で押印の上、1部ずつ保管）

この契約書は、貴学校園を所管する県又は市町村教育委員会と当該学生が所属する大学・短期大学との間で交わされている協定書に基づいたものです。

2 契約書の写しの送付

契約が成立したら、直ちに契約書の写しを、所管の県又は市町村教育委員会に送付願います。契約が成立しなかった場合も、直ちに所管の県又は市町村教育委員会に御連絡ください。

3 保険加入及び健康診断書の確認

（1）保険加入の確認

本事業における活動は、ボランティア保険への加入を条件としています。学生が保険に加入しているかどうか、確認をお願いします。学生がボランティア保険に加入していない場合は、「保険加入願」を県教育委員会に提出すれば、県教育委員会が保険料を負担し、保険加入手続きを行うことも可能です。詳しくは別紙「【連絡】インターンシップ等を希望する学生へ」で御確認ください。

（2）健康診断書の確認

面接時又はインターンシップ等を開始するまでに御確認ください。

4 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の状況は、日々変化しているため、今後の状況によって、受入を中止する可能性があることをあらかじめ伝えるとともに、貴校園の感染症対策等に基づき、必要な指示を行ってください。

よろしくお願いいたします。